

再開発組合の設立認可申請

～藤枝駅前一丁目9街区市街地再開発事業～

要約すると

- 3月30日（木）、市街地再開発組合の設立認可申請を県へ提出
- 地上21階建ての高層複合施設が令和8年度中に整備される予定

「藤枝駅前一丁目9街区再開発準備組合」（鈴木健夫理事長）は、令和5年3月24日に開催した臨時総会にて市街地再開発組合の設立認可申請について決議し、3月30日付けで同申請を静岡県知事宛てに行いました。これは都市再開発法上の手続きの一つで、認可を受けると法人格を有する「藤枝駅前一丁目9街区市街地再開発組合」となり、いよいよ事業が本格的にスタートします。

JR藤枝駅北口の東側に位置する同街区では、市街地再開発事業の実施を検討するべく、令和元年度に地元権利者らがまちづくり研究会を発足。その後、令和2年7月の準備組合設立、令和4年3月の都市計画決定を経て、事業化に向け着々と準備を進めてきました。さらに先日、施設建築物の施工を担当する特定業務代行者が鉄建建設㈱に決定したことにより、事業の安定性が確保できたことから、今回の再開発組合設立認可申請に至りました。

申請に必要な事業計画書には、施設建築物の設計の概要や事業施行期間、資金計画等が定められており、現在の計画では1～2階に商業施設、3～21階に約130戸の分譲住宅が入る地上21階建ての高層複合施設が、令和8年度中に整備される予定となっています。

今後は、事業計画の縦覧や意見書の処理等の法定手続きを経て、組合の設立認可がされる見込みであり、市ではこれらの手続きや組合設立後の業務が円滑に進捗するよう、引き続き支援してまいります。



準備組合臨時総会の様子（令和5年3月24日）